

久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則

(久喜市立小学校安全監視員規則の一部改正)

第1条 久喜市立小学校安全監視員規則（平成22年久喜市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第7条第1項から第3項までの規定中「学務課長」を「教育総務課長」に改める。

(久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会学務課」を「教育委員会教育総務課」に改める。

(久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

第1条中「補助執行」を「委任し、又は補助執行」に改める。

第3条を第4条とする。

第2条の表中「菖蒲総合支所総務管理課」を「市民部菖蒲行政センター」に、「栗橋総合支所総務管理課」を「市民部栗橋行政センター」に改め、同表に次のように加える。

こども未来部保育幼稚園課の職員	次に掲げる事務に関すること。 (1) 市立幼稚園に係る条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 (2) 市立幼稚園財産の統括管理に関すること。 (3) 市立幼稚園の職員の営利企業等従
-----------------	---

	<p>事許可に関すること。</p> <p>(4) 市立幼稚園の職員の公務災害に関すること。</p> <p>(5) 市立幼稚園の会計年度任用職員の任用事務に関すること。</p> <p>(6) 市立幼稚園の園児の定数及び入退園事務に関すること。</p> <p>(7) 市立幼稚園の保育料に関すること。</p> <p>(8) 市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 市立幼稚園の環境衛生に関すること。</p> <p>(10) 市立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関すること。</p> <p>(11) 私立幼稚園に対する補助及び連絡調整に関すること。</p>
--	--

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委任する事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を委任するものとする。

<p>こども未来部保育幼稚園課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に関すること。</p> <p>(1) 市立幼稚園の職員の研修に関すること。</p> <p>(2) 市立幼稚園の職員の週休日の割り</p>
------------------------	--

	<p>振り、時間外勤務命令、休暇の承認、職務専念義務免除等の服務に関すること。</p> <p>(3) 市立幼稚園の職員の人事評価に関すること。</p> <p>(4) 市立幼稚園との連絡調整に関すること。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。